



2023（令和5）年4月1日に施行された「こども基本法」において、国や地方公共団体がこども施策にこども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付け（※）られている。

※第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## ガイドラインの概要

こども基本法を踏まえ、国や自治体の職員が、こども・若者の意見を聴き政策に反映することについて理解を深め、実践時の留意点や工夫、事例を提供することを目的にまとめたもの。

※第1版としてまとめられたものであり、今後は適時見直しが図られる予定

## 意見反映のためのプロセスイメージ



- 企画
  - 意見を聴く対象を検討する
  - テーマを設定する
  - 安心・安全を確保する
  - 実施体制を作る
- 事前準備
  - 行政職員の準備をする
  - こども・若者の意見表明の準備をサポートする
- 意見を聴く
  - 聴く側の姿勢や体制を整え、意見を伝えやすい工夫や配慮を行う
  - 意見を表明する選択肢を用意する
  - 振り返りをする
- 反映
  - 聴いた意見を受け止めどう反映するか検討する
- フィードバック
  - 聴いた意見がどのように扱われたのか説明する

### ➤ こども基本法上の「こども施策」 (ガイドライン8ページ)

こども基本法が規定するこども施策には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。

こども・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤路の道路、公園や児童館、ユースセンター等の居場所や住宅、気候変動に関すること等、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者は当事者になる。

こども・若者は今を生きる「市民」であり、こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策は、こども・若者が当事者になり得ると考えられる。